

# 第3章 投資信託の共同相続——補論とともに

中 田 裕 康

## 1 本稿の目的

高齢者の金融資産として、投資信託が選択されることがある<sup>(1)</sup>。その相続をめぐる紛争も見られるが、販売会社によって対応が一律ではないようであり<sup>(2)</sup>、下級審裁判例の判断も分かれていた。本稿は、投資信託の共同相続において遺産分割前に一部の相続人のみで権利を行使することが可能かどうかという、現実にはしばしば生じる問題を中心に、表題のテーマを検討するものである。

この問題は、「投資信託及び投資法人に関する法律」(以下「投信法」という)や相続法を始めとする様々な法領域にかかわる複雑なものであり、議論も錯綜する。本稿は、これを解きほぐしつつ考察を進め、最後に、より一般的な問題へと視点に移す、いわば遡行型のものである。論述は、次のように進む。まず、投資信託の概要を示し(2)、可分な給付を目的とする債権等の共同相続について従来の議論を振り返った後(3)、投資信託の共同相続に関する裁判例を分析し(4、5)、若干の考察をする(6)。最後に、可分な給付を目的とする債権の共同相続に関する一般的な問題を指摘する(7)。

表題に「補論とともに」という副題を付した経緯は次の通りである。本稿のもとになる論文は、2012年10月31日に本研究会で行った報告に基づいて2013年2月に完成した。これをその段階で『民法判例Ⅵ』(日本評論社、2013年4月)6頁に「投資信託の共同相続」として公表した(その際、このような形での公表をお許しくださった本研究会事務局及び日本評論社編集部に対し、改めて深く感謝申し上げる)。その時点では、この論文に、その後に見れるであろう学説や下級審裁判例を取り込んだものを本報告書に収録していただく予定でいた。ところが、その後、本稿のテーマ自体に関わる最高裁判決が登場した。最判平成26年2月25日後掲である。投資信託のほか、株式や個人向け国債の共同相続についても判断する重要な判決であるが、これを本稿に反映するためには、全面的な構成の組換えが必要になるところ、その余裕

- (1) 投資信託市場の主要顧客層は、退職前後の世代により形成されている(金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」最終報告(2012年12月7日。以下「金融審WG最終報告」という)2(1)①)。同報告については、落合英紀・金法1963号(2013年)72頁参照。
- (2) 相続をめぐる問題及び販売会社の対応につき、「座談会 相続時における投資信託の取扱い」銀法687号3頁・688号22頁(2008年)、「『相続時における投資信託の取扱い』に関するアンケート結果」銀法687号(2008年)20頁。

がない。そこで、本稿では、この判決については末尾で簡単に紹介し、若干のコメントを付する形にとどめざるを得ない（8）。本稿の脱稿後に接した諸論稿についても、その多くは注において追加的に取り上げるにとどまっている。これが「補論とともに」とするゆえんである。これらのことについて、あらかじめご海容をお願い申し上げる次第である。

## 2 投資信託とは何か

### (1) 投資信託の概要

投資信託は、集団的投資スキームの一種である。すなわち、「投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配する制度」（投信法1条）であって、媒体として信託を用いるものをいう。従来は、有価証券を投資対象とし、委託者の指図により運用する「証券投資信託」をもっぱら意味していたが、現在では、不動産その他の資産を投資対象とするものや、委託者の指図によらないタイプのものも存在する<sup>(3)</sup>。この経緯は、次の通りである。

投資信託の出発点となる証券投資信託は、1868年にイギリスで誕生し、第一次大戦後、アメリカに導入されて発達した。わが国では1941年に野村証券を委託者とするものが初めて登場し、1948年に証券取引法（現在の金融商品取引法）の制定により証券市場が整備された後、1951年に「証券投資信託法」が制定されて証券投資信託制度が整備され、以来、発展してきた。1998年には、制度全体の大改正があり、銀行や保険会社等も登録金融機関（販売会社）として受益証券を販売できるようになり（窓口販売）、投資対象や手法が多様化され、投資信託のほか投資法人も認められるようになった（法律の題名も「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」と変更された）。更に、2000年の改正により、主たる投資対象が不動産を含む幅広い資産に拡大され、委託者非指図型の運用も規定されるに至った（法律の題名も「投資信託及び投資法人に関する法律」と変更された）。2013年の改正では、投資信託・投資法人法制

---

(3) 投信法は、投資信託には「委託者指図型投資信託」と「委託者非指図型投資信託」があり、前者のうち、主として有価証券に対する投資として運用することを目的とし政令で定められたものを「証券投資信託」と呼ぶ、と規定する（2条3項・4項）。「委託者指図型投資信託」とは、「信託財産を委託者の指図（中略）に基づいて主として有価証券、不動産その他の資産で投資を容易にすることが必要であるものとして政令で定めるもの（中略）に対する投資として運用することを目的とする信託であつて、この法律に基づき設定され、かつ、その受益権を分割して複数の者に取得させることを目的とするもの」である（2条1項）。なお、不動産を投資対象とする集団投資スキームは、主として投資法人制度が用いられている（J-REIT）（西村総合法律事務所編『ファイナンス法大全（下）』（2003年）337頁〔上野元〕、大串淳子ほか監修『不動産投資法人（REIT）の理論と実務』（2011年）6頁）。

の一部の見直しがされている<sup>(4)</sup>。

本稿が対象とするのは、このような投資信託であるが、その中心となる証券投資信託について、もう少し詳しく検討しよう。

## (2) 証券投資信託の構造

### (a) 振替制度移行前の構造

「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「社振法」という)の改正により、2007年1月に投資信託振替制度が開始したが、まず、それ以前の証券投資信託の構造を概観することから始めたい。その代表的なものは、次の通りである<sup>(5)</sup>。

投資信託委託業者Aと信託銀行BがAを委託者、Bを受託者、投資者を受益者とする信託契約(委託者指図型投資信託契約)を締結する。Aは受益権を分割して証券化した受益証券を発行し、Aから業務を委託された販売会社(証券会社、銀行等)Cがこれを顧客である投資者Dに販売する。その代金は、CからAを経て、信託財産としてBに信託される。Dは、分割された受益権を取得するが、受益証券を現実に受け取るのではなく、DからCが「保護預かり」をする。Cは各顧客の受益証券をBに再寄託することも多い。その場合、Bは、複数の口数をまとめた「大券(たいけん)」として保管するのが通常である。

当事者間の法律関係は、AB間は信託契約、AC間は募集販売委託契約が規律する。CD間では投資信託総合取引規定が主な規律であるが、他に保護預かり契約及び預金契約が結ばれることがある。CB間で受益証券の保管が約される場合は、混蔵寄託の関係となる。

証券投資信託の一種であるMMF(マネー・マネジメント・ファンド)の法律関係を分析したものとして、最判平成18年12月14日民集60巻10号3914頁<sup>(6)</sup>(以下「平成18年判決」という)がある。この事件は、投資者(受益者)Dの債権者Xが、Dが販売会社C銀行から購入した投資信託の受益証券に係るDのCに対する解約金支払請求権について、差押命令及び転付命令を得た上、Cに対し取立訴訟を提起し、投資信託の解約実行を請求するとともに、その請求に係る解約金の支払を求めたものである。本判決は、販売会社Cは投資者(受益者)

(4) 以上の経過については、森田章「投資信託及び投資法人に関する法律」江頭憲治郎=岩原伸作編『新しい金融システムと法』ジュリ増刊(2000年)8頁、西村総合法律事務所編『ファイナンス法大全(上)』(2003年)519頁〔伊東啓〕、三菱UFJ信託銀行編『信託の法務と実務〔5訂版〕』(2010年)458頁以下〔芝田陽一郎。以下同〕、古澤知之=藤本拓資「金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要」ジュリ1460号(2013年)14頁、大崎貞和「投資信託・投資法人制度の改正」同36頁。

(5) 三菱UFJ信託銀行編・前掲注(4)465頁、村岡佳紀「投資信託における契約関係」金法1796号(2007年)15頁、加藤・後掲注(6)、新家=西谷=村岡・後掲注(6)による。

(6) 加藤正男「判解」『最高裁判所判例解説民事篇平成18年度(下)』1323頁、新家寛=西谷和美=村岡佳紀「投資信託にかかる差押え」金法1807号(2007年)8頁、森下哲朗「判批」ジュリ1343号(2007年)107頁、下村眞美「判批」ジュリ1354号(平成19年度重判)(2008年)149頁、神田秀樹ほか『金融法講義』(2013年)332頁以下〔村岡佳紀〕。

D に対し、委託者 A から一部解約金の交付を受けることを条件として一部解約金の支払義務を負い、D は C に対し、上記条件のついた一部解約支払請求権を有するとした。このように解する前提として、A・C・D の関係について次の通り述べる。

「本件約款の定めによると、本件信託契約に基づき、受益者〔D〕は、A に対し、解約実行請求をすることができ、A は、解約実行請求があった場合には、受益者に対し一部解約を実行した上、原則として解約実行請求を受け付けた日の翌営業日に販売会社の営業所等において一部解約金を支払う義務を負うものと解される。この義務は、本件信託契約の委託者であり、本件受益証券の発行者である A が負うものであって、本件信託契約の当事者ではない C から販売会社の義務ではない。そして、一部解約の効力は、A が一部解約を実行することによって初めて生ずるものであり、受益者による解約実行請求の意思表示によって当然に生ずるものではない」。

「しかしながら、本件取引規定は、C と受益者との間の権利義務関係を定めるものとして、受益証券等の解約の申込みは C の店舗で受け付けること、解約金は取扱商品ごとに定められた日に C の店舗にある受益者の指定預金口座に入金することを定めており、本件受益証券の内容について定める本件約款においても、受益者による解約実行請求は A 又は販売会社に対して行うものとされているから、本件取引規定に基づき、C は、受益者に対する関係で、受益者から本件受益証券について解約実行請求を受けたときは、これを受け付けて A に通知する義務及びこの通知に従って一部解約を実行した A から一部解約金の交付を受けたときに受益者に一部解約金を支払う義務を負うもの、換言すれば、C は、受益者に対し、A から一部解約金の交付を受けることを条件として一部解約金の支払義務を負い、受益者は、C に対し、上記条件の付いた一部解約金支払請求権を有するものと解するのが相当である」。

本判決は、本件投資信託における委託者・販売会社・投資者（受益者）の関係について最高裁の理解を示したものであるが、このような理解は同種の投資信託についても基本となると思われる。

#### (b) 振替制度移行後の構造

2007 年 1 月に導入された投資信託振替制度<sup>(7)</sup>においては、受益証券が発行されることはなく、受益権の帰属は、振替機関（証券保管振替機構）が管理する振替口座簿への記載又は記録

---

(7) この制度の下での投資信託の仕組みを示すものとして、名古屋高判平成 24 年 1 月 31 日金法 1941 号 133 頁（販売会社たる銀行 C が債権者代位権を行使して、再生手続が開始された顧客 D に代わって受益権の解約実行請求をしたうえ、D の C に対する解約金返還請求権を受働債権とし、C の D に対する金銭債権を自働債権として相殺した事案。堂園昇平「判批」金法 1953 号（2012 年）26 頁、本多正樹「判批」ジュリ 1460 号（2013 年）103 頁。なお、本判決は、最判平成 26 年 6 月 5 日金判 1444 号 16 頁により、民事再生法 93 条 2 項 2 号の解釈・適用の誤りを理由に破棄された）。

によって定まる（社振法 121 条・66 条柱書・67 条 1 項）<sup>(8)</sup>。この制度の下では、受益証券の保護預かり契約に代えて、振替決済口座管理約款（「投資信託受益権振替決済口座管理規定」などの名称が付される）が置かれる<sup>(9)</sup>。

### (c) 投資者の権利の内容

このような証券投資信託における投資者の権利は、信託約款及び投資信託総合取引規定に基づくものと、法定のものがある。投資信託の解約等については、前者に定められており、これによると、投資者には、①委託者に対する一部解約実行請求権があり、投資者がこの権利を行使すると、②販売会社に対する（条件付き）一部解約金支払請求権を取得する（平成 18 年判決参照。他に買取（買戻）請求権が付与されるタイプのものもある）。法定のものとしては、受益権の内容として、③償還金請求権及び収益分配請求権（投信法 6 条 3 項）、④議決権（同法 17 条 6 項）、⑤決議に反対した場合の受益権買取請求権（同法 18 条 1 項）、⑥運用報告書交付請求権（同法 14 条 1 項）及び信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写請求権（同法 15 条 2 項）がある。

## 3 可分な給付を目的とする債権等の共同相続

### (1) 可分債権の共同相続に関する判例及び学説

投資信託の受益証券ないし振替受益権は口数ごとに可分であり、特に MMF や MRF（マネー・リザーブ・ファンド）など 1 口 1 円単位のものについては、顧客側の認識としては金銭債権に非常に近いといわれる<sup>(10)</sup>。このため、顧客たる投資者が死亡し、共同相続が開始した場合、投資信託における投資者の権利を金銭債権と同様に取り扱うことができるか否かが問題となる。そこで、金銭債権ないし可分債権の共同相続に関する判例・学説を振り返っておきたい<sup>(11)</sup>。

金銭の支払その他の可分給付を目的とする債権について共同相続が生じた場合、主な問題は、①共同相続人の 1 人が債務者に対し自己の相続分に応じた履行の請求ができるか（債務者

---

(8) 投信法は、依然として受益証券を前提とした規律であり、振替制度は社振法によって規律される。投資信託振替制度が導入された後も、引き続き従来の制度によって受益証券を発行する投資信託が存在する時期もあったようだが（座談会・前掲注（2）687 号 17 頁〔村岡佳紀発言〕）、現在では、ほとんどがペーパーレスとなっているといわれる（三菱 UFJ 信託銀行編・前掲注（4）474 頁）。

(9) 村岡・前掲注（5）19 頁。

(10) 座談会・前掲注（2）688 号 23 頁以下。MMF、MRF については、本柳祐介『投資信託法制の現状と展望（別冊商事法務 376 号）』（2013 年）242 頁以下、後掲注（51）参照。

(11) **3（1）**のうち以下の記述は、中田裕康「判批」法協 129 卷 11 号（2012 年）255 頁の一部に若干の補充を加えたものである。



との関係)、②当該債権が遺産分割の対象となるか(共同相続人相互の関係)である<sup>(12)</sup>。判例は、①について、相続財産中に「金銭債権」があるときは、その債権は法律上当然分割され、各遺産相続人が平等の割合で権利を有することは民法427条の法意に徴し明白であるとし(大判大正9年12月22日民録26輯2062頁〔保険金請求権の事案〕)、あるいは、相続財産中に「金銭その他の可分債権」があるときは、その債権は法律上当然分割され、各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継するという(最判昭和29年4月8日民集8巻4号819頁〔不法行為による損害賠償債権の事案〕)。また、②について、相続財産中に「可分債権」があるときは、その債権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されて各共同相続人の分割単独債権となり、共有関係にたつものではないという(最判平成16年4月20日判時1859号61頁〔貯金債権の事案〕)。このような考え方は、当然分割帰属説(ないし分割債権説)と呼ばれる。

学説<sup>(13)</sup>では、当然分割帰属説を支持するもの<sup>(14)</sup>も少なくないが、批判する見解も有力である。批判説には、当該債権は共同相続人間に合有的に帰属することになるという合有債権説<sup>(15)</sup>、共同相続人間の準共有となるという準共有説<sup>(16)</sup>、積極的に法律関係の性質決定をする

- 
- (12) 他に、共同相続人の相続分の譲渡、差押えの問題などもある。
- (13) 詳細な分類として、谷口知平=久貴忠彦編『新版注釈民法(27)』(1989年)4頁〔右近健男〕、金子敬明「相続財産の重層性をめぐって(一)」法協118巻11号(2001年)1頁・21頁、松尾知子「判批」民商132巻1号(2005年)60頁。
- (14) 近年の教科書では、内田貴『民法Ⅳ〔補訂版〕親族・相続』(2004年)403頁、川井健『民法概論5(親族・相続)』(2007年)153頁、前田陽一ほか『民法Ⅵ親族・相続』(2010年)296頁〔前田〕など。潮見佳男『相続法〔第5版〕』(2014年)101頁は、相続分の指定がある場合は、指定相続分に応じて分割されるという。
- (15) 我妻栄『新訂債権総論』(1964年)387頁、我妻栄編著〔唄孝一補筆〕『判例コンメンタールⅧ相続法』(1966年)88頁、中川善之助=泉久雄『相続法〔第4版〕』(2000年)231頁。いずれも「合有的」な帰属というが、債権の行使については、全員が共同してのみ行うことができる(我妻)、民法428条を類推適用して各共同相続人が全額の弁済を受けることができる(我妻〔唄〕)、「恰も不可分債権のように、共同相続人に帰属する」(中川=泉)と、分かれる。
- (16) 仁井田益太郎『改訂増補親族法相続法論』(第9版、1923年。初版は1915年)454頁(「共有」になるという)、勝本正見『債権総論中巻之一』(1934年)69頁、品川孝次「遺産『共有』の法律関係」判タ121号(1961年)3頁、米倉明「銀行預金債権を中心としてみた可分債権の共同相続——当然分割帰属なのか」タートンヌマン6号(2002年)1頁。いずれも民法427条の適用はないというが、その先は分かれる。「可及的に共有に関する規定を準用すべき」だというもの(勝本)、「共有規定および多数当事者の債権関係の規定の二面からの規制をうける」というもの(品川)、「264条但書を介して相続法が適用され」とともに、債権の行使方法については「物権法の規定の準用が試みられるべき」だというもの(米倉)がある。最近の論稿では、川地宏行「共同相続における預金債権の帰属と払戻」名大法政論集254号(2014)907頁があり、「預金契約上の地位」及び預金債権・解約権は共同相続人により準共有され、預金債権は遺産分割の対象となる(民法264条但書の「特別の定め」は相続財産に関する特別を指す)、預金債権・解約権の行使は共有物の変更として共同相続人全員の同意を要し、払戻金はその共有となる、という。

わけではないが当然分割帰属を否定する説<sup>(17)</sup>がある（以下、これらの批判説を「当然分割否定説」という）。

この問題についての学説は、かつては遺産共有に関する共有説と合有説の対立を反映し、共有説からは当然分割帰属説に、合有説からは合有債権説に至るという傾向が見られたが<sup>(18)</sup>、現行民法の下での合有説の難点が指摘されるとともに<sup>(19)</sup>、具体的問題の検討を抜きにして共有説か合有説かを論じることは無意味であるとの認識が広がったこと<sup>(20)</sup>に伴い、この次元での対立は後退し、論争は具体的妥当性をめぐるものへと移った。

上記④の問題については、当然分割帰属説では、共同相続人の1人がその相続分に応じて履行を請求したり自らの分の弁済を受領することができるが、当然分割否定説によれば、履行の請求は共同相続人全員が共同してのみ行うことができ、債務者も相続人全員に対してのみ履行すべきことになる。ここでは、次の諸要請の評価が問題となる。第1に、各相続人に自己の相続分に応じた権利の行使を認めるべき要請がある。遺産分割前でも各相続人に当面の資金が必要な場合があり得ること、遺産分割までの間に債務者が無資力となる危険を回避する機会を各相続人に与えるべきことである。第2に、具体的相続分（法定相続分〔又は指定相続分。以下同様〕を基礎として、各相続人の特別受益や寄与分に基づく調整を経た後のもの）が法定相続分よりも多い他の共同相続人を保護すべき要請がある。法定相続分による当然分割帰属を認めると、ある相続人がその具体的相続分を超える法定相続分の弁済を受けた場合、超過部分をそのまま取得するのは不公平だし、他の相続人に返還すべきものとしても弁済を受けた相続人が無資力であると他の相続人が害されることになる。第3に、債務者保護の要請がある。当然分割帰属だとすると、分割請求を受ける債務者の事務負担、ある相続人にその法定相続分を超えて弁済した債務者の保護が民法478条では不十分であること、相続争いに巻き込まれるおそれ

---

(17) 「不分割帰属説」をとる近江幸治『民法講義Ⅶ親族法・相続法』（2010年）237頁、金銭債権を含めて具体的相続分を前提とする遺産分割で最終的な帰属を考えるべきだという窪田充見『家族法〔第2版〕』（2013年）436頁（但し、窪田充見「金銭債務と金銭債権の共同相続」論究ジュリスト10号（2014年）119頁では、準共有説を明示）など。このほか、共同相続人の「共同不可分債権」になるという青山道夫『改訂家族法論Ⅱ』（1971年）301頁が「不可分債権説」として紹介されることもあるが（谷口=久貴・前掲注（13）5頁〔右近〕）、共同相続人の1人でも全額を請求できるという帰結が不適当であるとの批判があり（米倉・前掲注（16）39頁）、支持を得ていない。

(18) 共有説と合有説を対比しつつ、具体的諸問題を検討するものとして、阿部徹「預金取引と相続」遠藤浩ほか編『現代契約法大系第5巻』（1984年）180頁。

(19) 明治民法1012条は、遺産分割は相続開始時に遡って効力を生じる、と規定していたが、現行民法909条は、これに「ただし、第三者の権利を害することはできない。」という但書を追加した。そこで、遺産分割前の共同相続人の持分の処分は第三者の善意悪意を問わず有効と解されるが、これを合有説から説明することは苦しい。他の論点も含め、米倉・前掲注（16）21頁参照。判例（最判昭和30年5月31日民集9巻6号793頁）は、共有説をとる。

(20) 谷口=久貴・前掲注（13）147頁〔宮井忠夫=佐藤義彦〕。

などの問題があり、特に銀行預金において強く指摘される<sup>(21)</sup>。当然分割帰属説は、第1の要請に応えるが、第2・第3の要請に沿わないことになり、当然分割否定説では逆になる。

上記②の問題については、当然分割否定説によれば可分債権も遺産分割の対象となるが、当然分割帰属説の側でも、この結論を目指すものが多い。預貯金債権などは対象に含める方が「一切の事情を考慮して」(民法906条)行う遺産分割の趣旨に合致し、遺産分割の円滑と共同相続人間の公平に資するからである。当然分割帰属説をとりつつ、この結論を導く構成<sup>(22)</sup>としては、対外的関係では債権は共同相続人間で分属となるが、相続人相互間ではそれを主張できないというもの<sup>(23)</sup>、いったん分割された債権も法の規定によって特に分割の対象に組み入れられるというもの<sup>(24)</sup>、遺産分割前には可分債権は各相続人に分割承継されるが、相続人の合意があれば、あらためて遺産分割の対象としてよく、その合意は黙示のものでもよいというもの<sup>(25)</sup>がある。家裁実務では、相続人全員の合意を要件にして、遺産分割の対象としているといわれる<sup>(26)</sup>。

## (2) 当然分割帰属が否定された財産権

可分債権をめぐるこのような議論状況のもとで、当然分割帰属か否かが問題となり、判例がこれを否定した2つの財産権がある。

### (a) 定額郵便貯金債権

定額郵便貯金とは、昭和22年に制定され、平成19年に廃止された郵便貯金法の定める郵便貯金の一種であり、「一定の据置期間を定め、分割払戻しをしない条件で一定の金額を一時に

---

(21) 米倉・前掲注(16)2頁以下、谷口=久貴編・前掲注(13)7頁以下〔本間輝雄〕、森永淑子「遺言による預金の払戻請求をめぐって(副題省略)」福岡大学法学論叢48巻2号(2003年)173頁。

(22) 諸構成の整理につき、松原正明「遺産分割の対象となる財産の範囲と限界」川井健ほか編『講座・現代家族法第5巻』(1992年)47頁・65頁以下、松尾・前掲注(13)64頁、榮春彦「判批」判タ1245号(2007年)130頁を参照。

(23) 鈴木祿弥『相続法講義〔改訂版〕』(1996年)200頁(第三者との関係では相続分比率による分属を認めつつ、相続人相互間では遺産分割前には暫定的持分権を主張できないという)、伊藤昌司『相続法』(2000年)254頁(「可分性を維持したまま、共有財産として遺産中にとどまる」という)、二宮周平「債権・債務の相続——当然分割帰属の原則の検証」法時75巻12号(2003年)70頁(相続財産全体の共有関係と個別財産の共有関係という二重の共有関係から説明する)。

(24) 柚木馨「共同相続財産の法的性質」中川還暦『家族法大系VI(相続(1))』(1960年)153頁・170頁。阿部・前掲注(18)185頁は、共有説をとっても、遺産分割までの一時的・暫定的状態を示す共有であることから説明できるという。宮本誠子「フランス法における遺産の管理」阪法56巻4号125頁・5号151頁(2006年～07年)は、可分債権の当然分割を帰属の分割ではなく管理権限の分割とするフランス法を紹介し、各相続人による債権の回収を認めつつ、計算上、遺産分割の対象にするという方向を示唆する。

(25) 前田ほか・前掲注(14)296頁〔前田〕、松原・前掲注(22)65頁以下。

(26) 松原正明「遺産分割事件における可分債権の処理」判時1517号(1995年)5頁、永井尚子「遺産分割事件の運営について」家月60巻9号(2008年)1頁・20頁、片岡武「遺産分割事件における最近の問題点」戸籍時報647号(2009年)1頁・42頁。



預入するもの」である（郵貯法7条1項3号）。据置期間（6月）内は原則として払戻しがされず（同法52条）、据置期間経過後も分割払戻しはされないが（同法7条1項3号）、預入れの日から10年が経過すると通常貯金となり（同法57条1項）、払戻しは無条件となる（同法7条1項1号）。定額郵便貯金は、据置期間の制限のほか、預入金額の単位の限定もあるが（同法7条2項、郵便貯金規則83条の11）、半年複利・10年間固定金利という有利な条件であったことから広く利用されていた。そこで、預入れから10年が経過する前に預金者が死亡した場合に、可分債権に関する判例法理が及ぶかどうかが問題となった。最判平成22年10月8日民集64巻7号1719頁（以下「平成22年判決」という）は、相続による当然分割帰属を否定し、定額郵便貯金債権が遺産分割の対象になると判断した。この判決は、定額郵便貯金契約上の制限が相続によって承継されるという構成をとるのではなく、郵便貯金法の解釈によって、「同法は同債権の分割を許容するものではなく、同債権は、その預金者が死亡したからといって、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはない」との結論を導いた。その射程は、共同相続人の1人が払戻しを請求する場面にも及ぶと考えられる<sup>(27)</sup>。

#### (b) 株式

株主が死亡して共同相続が開始した場合、その株式は、法定相続分に応じて当然に分割されるのではなく、遺産分割までは共同相続人間に相続分に応じた準共有関係が生じるというのが判例・通説である。

最高裁は、最判平成26年2月25日後掲まで、このことを直接的に示していたわけではないが、準共有説を前提とする判断をしてきた<sup>(28)</sup>。下級審裁判例では、より直接的に、共同相続人が相続分に応じた数の株式を当然に分割承継するという主張を斥けたものがある。すなわち、東京地判昭和45年11月19日下民集21巻11・12号1447頁は、「株式は可分給付を目的とする債権とは解しがたいから」とのみ述べて当然分割帰属を否定した。その控訴審である東京高判昭和48年9月17日高裁民集26巻3号288頁、判タ303号153頁は、次のような技術的な理由を挙げて否定した。すなわち、①株式数が相続分に応じて分割しきれない場合があり、金銭債権とは異なり常に可分であるとはいえない、②仮に株式数が分割可能であっても、株券が発行されているときは、各人の取得した株式と株券の対応が確定できない場合があり、

(27) 中田・前掲注(11)269頁。

(28) 最判昭和45年1月22日民集24巻1号1頁、最判平成2年12月4日民集44巻9号1165頁、最判平成9年1月28日判時1599号139頁〔有限会社の持分の事案〕。篠原勝美『最高裁判所判例解説民事篇平成2年度』434頁・437頁。最判平成26年2月25日後掲は、「株式は、株主たる資格において会社に対して有する法律上の地位を意味し、株主は、株主たる地位に基づいて、剰余金の配当を受ける権利（会社法105条1項1号）、残余財産の分配を受ける権利（同項2号）などのいわゆる自益権と、株主総会における議決権（同項3号）などのいわゆる共益権とを有するのであって〔引用略〕、このような株式に含まれる権利の内容及び性質に照らせば、共同相続された株式は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはない」という。

株式の移転も譲渡もできないことになる、③仮に株券も分割可能な場合であっても、一部の株券について他に権利を主張する者が現れると相続人間に利益の均一性を欠くおそれがある、という。また、財産権の性質に着目するものとして、有限会社の出資持分の共同相続に関するものだが、徳島地判昭和46年1月19日判時629号90頁がある。すなわち、「一口に出資持分権、社員権といつてもその内容は多岐にわたり、それは権利というより地位というべきものであり、これを金銭債権の如き可分債権と同一視することは困難」だという。

学説でも、準共有説が通説である<sup>(29)</sup>。株式は、単に金銭的価値を表章するだけでなく、議決権など会社の経営に参与することを目的とする権利を含む、株主たる地位を表章するものである、という財産権の性質に着目して、当然分割帰属を否定するものが多い<sup>(30)</sup>。そのうえで、共有者による権利行使者の決定（会社法106条）が持分の過半数でなされるのか、全員の同意を要するとするのかの対立がある<sup>(31)</sup>。これに対し、少数説として、株式についても可分債権と同様に、当然に分割され、各相続人は相続分に応じて株式を単独承継するという当然分割説<sup>(32)</sup>がある。この説は、当然分割帰属とする方が、共有者の利害調整、とりわけ少数持分権者の保護という点で、公平妥当な結果をもたらし得るという<sup>(33)</sup>。当然分割説については、各相続人はその持分に応じて会社経営のリスクを負担する以上、それに見合ったコントロール権（特に議決権）を認めることが望ましく、準共有説では権利行使者を通じた権利行使が必要とされるので、共同相続人中の少数派が自己の意向を株主総会ひいては会社経営に反映させることが困難になる可能性があるとして、共感を示す見解<sup>(34)</sup>もあるが、この見解も結論的には準

(29) 上柳克郎＝鴻常夫＝竹内昭夫『新版注釈会社法（3）』（1986年）49頁〔米津昭子〕、田中誠二＝山村忠平『五訂版コンメンタール会社法』（1994年）416頁、大野正道①『企業承継法の研究』（1994年）128頁・130頁、同②『企業承継法の理論Ⅰ』（2011年）77頁以下、江頭憲治郎『株式会社法〔第4版〕』（2011年）118頁、神田秀樹『会社法〔第15版〕』（2013年）64頁。

(30) 青竹正一「判批」ジュリ636号（1977年）146頁。上柳＝鴻＝竹内・前掲注（29）49頁〔米津執筆〕も同旨であろう。

(31) 過半数説が判例（最判平成9年1月28日前掲）だが、学説では権利行使者の決定が実質的な企業承継者の決定を意味するという観点から全員一致説（大野・前掲注（29）①153頁・②43頁、江頭・前掲注（29）119頁）を採る見解も有力である。このほか、会社法106条但書の前提として何が必要かも論じられる（東京高判平成24年11月28日判タ1389号256頁、鳥山恭一「判批」法セミ705号（2013年）111頁、弥永真生「判批」ジュリ1460号（2013年）2頁参照）。

(32) 出口正義「株式の共同相続と商法二〇三条二項の適用に関する一考察」筑波法政12号（1989年）67頁。

(33) 敷衍すると、次の例が考えられる。被相続人の株式が総数の30%を占めていて、ある議案について他の株主のうち株式数で45%が賛成し、25%が反対しているとする。3人の相続人のうち2人が反対で1人が賛成の場合、当然分割説だと賛成が55%になるが、準共有説だと相続人の多数決で権利行使者を定め（最判平成9年1月28日前掲）、同人が相続人の多数派の意向を受けて議案に反対すると、反対が55%になる。

(34) 伊藤靖史ほか『事例で考える会社法』（2011年）110頁以下〔田中亘〕。当然分割説を高く評価しつつも、株式が遺産分割の対象から除外されることによる問題、準共有説でも各相続人の意見を反映する解釈が可能であること、判例・学説が準共有説を前提に形成されていることを考慮し、結論的には準共有説を支持する。

共有説を支持しており、当然分割説の支持は広がっていない。

筆者は商法学説の議論に参入する能力はないが、当然分割説については、法定相続分を基準として当然に分割されるべきことの理由が十分に明らかではないように思われる。遺産分割においては、具体的相続分が分割の基準となる。金銭債権であれば、さしあたって法定相続分で分配しても、他の相続財産の分割の際に具体的相続分との差を調整する可能性があるが、議決権が法定相続分に応じて分割され行使されたとすると、そのような事後調整は不可能であり、具体的相続分に基づく相続人の意向を反映することはできない。準共有説をとる場合には、共有株式の権利行使者の指定において、準共有持分の価格の過半数で決定されることになるが、持分をいかに決めるかは確定していない<sup>(35)</sup>。仮に、具体的相続分と法定相続分との乖離が大きい場合、法定相続分の過半数による権利行使者の指定については、少なくとも権利濫用<sup>(36)</sup>の成立する余地はあるのではないか。準共有説においては、権利行使者の指定に際しての協議の際に、具体的相続分が考慮される余地があるのに対し、当然分割説ではその余地がなく、かえって妥当でない結果が生じる場合もある。株式の議決権については、この面からも、準共有説をとる判例・通説を支持し得るように思われる。

### (3) 当然分割帰属の肯否の論拠の整理

以上の(1)(2)の議論を整理しておこう。まず、遺産共有の性質から演繹する議論は、もはや盛んではない。また、遺産分割との関係では、可分債権も対象とする方が遺産分割の趣旨(民法906条)に合致し、遺産分割の円滑と共同相続人間の公平に資するというのは共通の理解であり、当然分割帰属説であってもそのような帰結が志向されている。問題は、可分な給付を目的とする債権又は可分な財産権について、遺産分割前に一部の共同相続人が自己の相続分に応じた権利行使をすることの可否に集中する。

金銭債権については、当然分割帰属を肯定すべき事情として、(a1)民法427条の法意、(a2)各相続人が遺産分割前に自己の相続分に応じた権利を行使することの必要性(各相続人の資金需要、債務者の無資力化リスクの回避)があり、否定すべき事情として、(b1)具体的相続分が法定相続分よりも多い相続人の保護の要請、(b2)債務者の保護の要請、(b3)遺産分割の対象とする方がよいという理解に沿うこと、がある。また、定額郵便貯金に関する平成22年判決は、否定すべき事情として、(b4)定額郵便貯金制度を定める郵便貯金法の趣旨、(b5)分

(35) 最判平成9年1月28日前掲は、法定相続分に言及しつつ判断しているが、法定相続分か具体的相続分かについての判断をしているものではない。

(36) 協議を経ないなどの権利行使者の指定及びその議決権行使を権利濫用とした例として、大阪高判平成20年11月28日判時2037号137頁。大野正道「判批」リマークス40号98頁、稲田龍樹「判批」別冊判タ29号(平成21年度主判)162頁(以上、2010年)。

割を認めることによる実益の不存在を挙げる。株式については、否定すべき事情として、(b6) 株式が金銭的価値だけでなく議決権などを含む地位を表章するものであること、(b7) 分割で端数が出た場合の処理など技術的問題のあることが挙げられているが、肯定すべき事情として、(a3) 各共同相続人が相続分に応じた議決権を通じて会社経営支配に与るべきことを指摘する少数説もある。こうしてみると、肯定論の実質的論拠は (a2) であるといえよう。

## 4 投資信託の共同相続に関する裁判例

それでは、投資信託の場合はどうか。近年、証券投資信託の投資者の共同相続人の一部が解約金の返還を求めた場合に関する裁判例がいくつか出ている。これを紹介する。

### (1) 大阪地判平成 18 年 7 月 21 日金法 1792 号 58 頁<sup>(37)</sup>

これが最初の公判裁判例である。MMF 及び MRF の共同相続人のうちの 1 人が販売会社（証券会社）に対して自己の相続分（4 分の 1）に相当する換価代金の請求をした。本判決は、次の理由により、請求を認容した。

①投資信託の各受益者は同種の受益証券全体を共有又は準共有するので、ある受益者は他の受益者らと共同してでなければ受益証券の返還を請求できず契約の一部解約実行請求もできないが、本件取引約款では、他の受益者と協議しないことを受益者が同意したものとされている。②受益証券の現実の占有の移転や呈示は、実際にはなされないことになっている。③本件取引約款は、受益証券上の権利の行使につき所持分権者と共同しないで単独で行使できる旨の受益者及びその承継人間の特約を包含すると解し得る。④本件信託約款では、受益者の買付・換金（解約）単位は 1 口 1 円であり、受益証券上の権利に基づく給付を分割することに障害はない。こうして、「本件契約に基づき〔被相続人〕が有する権利（受益証券返還請求権並びに受益証券上の権利である収益分配請求権、償還金請求権、一部解約実行請求権、一部解約金償還請求権など）は、いずれも、給付を分割することについての障害が本件取引約款及び本件信託約款によって除去されているものであって、可分債権であると解するのが相当」だと判断し、相続分に応じた権利行使を認めた。被告の反論については、⑤ 1 口単位での購入・換金の可能性の有無で結論が異なるというが、それは当事者の意思表示の結果であって問題はない、⑥解除権の不可分性を定める民法 544 条を指摘するが、同条は任意規定であり本件では特約が

(37) 村田渉「判批」金法 1839 号（2008 年）16 頁は、判旨に賛成し、①当該投資信託がどのような商品として設計されたか、②投資信託に基づく権利のうち、何をもって最も中核的な権利と位置づけられているか、③一般の投資家の感覚では投資信託はどのような性質を有するものとして理解されているかが重要な視点であるという。



あると認められるとして、いずれも斥けた。

## (2) 熊本地判平成 21 年 7 月 28 日金法 1903 号 97 頁

MRF 及び外国投資信託等の共同相続人（12 名）のうち合計 4 分の 3 の相続分を有するもの（11 名）が販売会社（証券会社）に対し各人の法定相続分に応じた金員の支払を請求した。本判決は、次の理由により、請求を認容した。

①投資信託受益権は金銭債権でなく共同相続人はこれを準共有することになるが、その換金のための解約請求又は買戻請求は、受益権の管理に関する事項であるので、民法 544 条の適用はなく、持分の過半数を有する者が行うことができる（民法 264 条・252 条）。②これは被相続人の受益権全部の換金であるので、投資信託の口数は分割の妨げにならない（1 円未満の端数は原告らが放棄したものとみる）。③受益者の権利は議決権等の性質上不可分な権利であっても、その行使は、準共有の対象の管理に関する事項として、持分の過半数により決せられる。④仮名取引禁止の趣旨に反することはない。⑤相続人の一部による請求を認めないと、本件の投資信託のように信託期間が無期限とされている場合、相続人の中に解約に反対する者や所在不明の者がいる場合、いつまでも換金できないことになるが、これは被相続人の期待に反し、また、共同相続人に予想外の不利益を与える。こうして、「本件のように過半数の持分を有する者が被相続人の投資信託の全部の解約又は買戻しを請求したとみられる場合には、その解約等を認めて、持分に応じた支払請求を肯定すべき」だとした。

### (3) 福岡高判平成 22 年 2 月 17 日金法 1903 号 89 頁<sup>(38)</sup>

これは、(2) 事件の控訴審判決だが、次の理由により、原判決を変更し、投資信託に関する請求を棄却した。

①投資信託の受益権は、単に解約請求権又は買戻請求権にとどまらず、議決権、分配金請求権等を含み性質上明らかに不可分債権<sup>[ママ]</sup>であって単純な金銭債権ではない。②投資信託が資産性を持ち利殖目的でなされるとしても、それが議決権等の権利を含んでいることは無視できず、相続人各人がそれぞれ別個独立に解約権を行使することは許されない（銀行預金とは異なる）。③解約請求又は買戻請求は、受益権の処分、すなわち共有物の変更に当たるので、全員の同意が必要である（民法 264 条・251 条・544 条）。④1 口単位で解約・換金ができるとしても、受益権が金銭債権に転化する前提となる解約請求権又は買戻請求権自体が準共有されているし、受益権も 1 口ごとに準共有され 1 口ごとに持分が生じていると考えられるので、金銭債権とは同視できない。⑤投資信託の共有状態は、遺産分割手続を経ることによって解消され、換金が実現できる。こうして「被控訴人らの相続持分を合計すれば過半数の持分を有することになるとしても、共同相続人全員の同意がない以上、投資信託の解約等を認めて、持分に応じた支払請求を認めることはできない」とした。

(38) 松本光一郎「判批」金法 1912 号（2010 年）60 頁は、次のように述べ、本判決を批判する。すなわち、①「投資信託の受益権」を包括的に論じるのではなく、訴訟物たる具体的権利を検討すべきである、②平成 18 年判決を検討の出発点にすべきである、③一部解約実行請求権・買戻請求権は、一部解約金支払請求権のための手段的権利にすぎないし、民法 544 条 1 項は任意規定であるところ、本件では一部の解約・買戻し・譲渡が認められており、分断を認める特約があると解される、④債権の共同相続においては多数当事者の債権関係の規定で規律され、共有に関する民法 251 条・252 条は問題とならない（1 口ごとに準共有されているわけでもない）、⑤販売会社は、必要と考えるなら、相続の場合は全員共同でないと請求できないと約款で定めておけばよい。他方、館大輔＝田子晃「判批」みんけん 647 号（2011 年）14 頁〔アンダーソン・毛利・友常法律事務所金融判例研究会『精選金融判例解説』（2013 年）353 頁所収〕は、本判決の結論を妥当とする。①松本評釈の③につき、個々の受益者に一部解約実行請求権が認められているのは、信託受益権が多数の受益者に分割販売されるので、分割された受益権を購入した各受益者が他の受益者たちの同意を得ることなく自己の持分を解約できるための規律であり、共同相続人の場合に当然に及ぶとはいえないと指摘し、②被相続人の投資信託の全部の解約がされると、それを望まない共同相続人の経済的利益を侵害すると述べ、③平成 18 年判決は実務的現実性を欠いていると批判し、④預金債権と投資信託は同一に扱うべきところ、そもそも金銭債権の当然分割帰属を認めた判例の見直しも考慮対象となるという。堂園昇平「判批」金法 1929 号（2011 年）67 頁は、本件と大阪地判平成 18 年 7 月 21 日前掲の事案の違いを指摘し、本件 1 審判決は不適切だったという。以上の 3 評釈とも、投資信託の場合、投資財産の価格変動により受益権の価値が変動することから、解約の可否・基準時が重要な意味をもつという。

(4) 福岡地判平成 23 年 6 月 10 日金法 1934 号 120 頁<sup>(39)</sup>

MRF その他の投資信託及び個人向け利付国債の共同相続人（3 名）のうち合計 3 分の 2 の相続分を有するもの（2 名）が販売会社（証券会社）に対し各人の法定相続分に応じた金員の支払を請求した。本判決は、次の理由により、請求を棄却した。

投資信託についてこういう。①原告らは解約実行請求をしていない。②仮に同請求をしたと解しても、一部解約金の支払請求権には販売会社が委託会社から一部解約金の交付を受けることという条件が付されているが、その成就又はみなし成就（民法 130 条）の主張がない。③本件投資信託の解約請求権ないし解約金支払請求権は、単純な金銭債権とは異なり、性質上、可分債権であるとは見ることができないので、共同相続人の準共有状態にあり、かつ、解約実行請求は民法 544 条 1 項の適用ないし類推適用により相続人全員によってのみなし得る。④原告は、本件は投資信託振替制度に移行後の事案であり、給付の分割にとっての障害が一層除去されたというが、それによって③の判断は左右されない。⑤本件投資信託の解約・換金の単位が 1 口（1 円）だとしても、③の判断は左右されない。そもそも「問題となっている債権・債務関係の性質や状況等次第では、給付の物理的な可分性にかかわらず、不可分の給付を目的とする債権ないし債務であると認定しうるのであり、給付の物理的な可分性が直ちに可分債権・債務との評価を導くものではない」<sup>(40)</sup>。

(5) 大阪地判平成 23 年 8 月 26 日金法 1934 号 114 頁<sup>(41)</sup>

公社債投資信託の共同相続人（4 名）のうち合計 3 分の 1 の相続分を有するもの（2 名）が販売会社（証券会社）に対し、主的に各人の法定相続分に相当する金員の支払を請求し、予

---

(39) 平林美紀「判批」リマークス 45 号（2012 年）58 頁は、本判決は、解約請求権等について準共有とするが、それが問題となるのは「共有物の管理か処分か」として民法 544 条 1 項が争点になるからだとし、効果との関係で分析する。また、国債が準共有となった場合に相続開始後の利息の帰属について問題を指摘する。若松亮「判批」金判 1436 号（2014 年）48 頁は、当然分割の有無を決めるメルクマールとして、①法令や契約上の特約、②権利者が有する権利又は契約上の地位の性質、③解約の単位（口数）、④当然分割という結論を認めることに対する価値判断、を挙げ、②については、当該権利の中に単純な金銭債権と明らかに異なる性質であり、かつ、中核的である権利が含まれている場合に当然分割を否定する考え方に魅かれるとしつつ、最判平成 26 年 2 月 25 日後掲は、「中核的」であるか否かを問わないものと評価する。

(40) 個人向け国債についてはこういう。⑥原告らは中途換金の請求（買取りの請求）をしたことの具体的事実を主張していない。⑦個人向け国債に含まれる中途換金請求権やその代金支払請求権は、個人向け国債の関連法規等に照らすと、単純な金銭債権とは異なり、性質上、可分債権であるとは見ることができないので、共同相続人の準共有状態にあり、かつ、中途換金請求は契約の解約の実質を有するので民法 544 条 1 項の類推適用により相続人全員によってのみなし得る。⑧投資信託に関する④⑤と同様の議論についても上記と同様の理由により、⑦の判断を左右するに足りない。

(41) 奈良輝久「判批」金判 1436 号（2014）44 頁。投資信託における基準価格の変動リスクに鑑み、相続発生時の解約手続について販売契約で明示すること、委託者の解約権を定めること、などの対応策を提示する。なお、投資信託の解約は共有物の変更にあたるといふ。

備的に当該信託受益権について法定相続分に相当する口数の権利を有することの確認を請求した。本判決は、次の理由により、主位的請求を棄却し、予備的請求については法定相続分の準共有持分を有することを確認する限度で認めた。

①本件受益権は、一部解約実行請求権、一部解約金支払請求権、買取請求権、償還金請求権、収益分配金請求権を含むうえ、議決権等も含むものであって、それらの権利の集合した1つの契約上の地位であり、しかも議決権は金銭債権ではなく、不可分債権<sup>〔ママ〕</sup>の性質を有する。②投信法6条7項、信託法193条本文は、投資信託受益権が準共有の対象となる権利であることを前提としている。「このような本件受益権の内容と投資信託受益権に関する法律上の規律に照らせば、本件受益権は、可分債権ではなく、性質上の不可分債権であると解するのが相当である」。③本件受益権に係る投資信託の一部解約実行請求権等が他の受益者と協議することなく、1口を最低単位として行使できるものとされていることのみをもって、この判断を覆し、本件受益権が可分債権であるということとはできない。

## 5 裁判例に現れた論点の整理

以上の裁判例に現れた主な論点は、次のように整理することができる。〔 〕内の記号は、4の各裁判例及びそこでの論点を示している。

### (1) 投資者の権利の可分性

まず、投資者の権利が金銭債権ないし可分債権に類似するか否かが議論される。

第1に、解約の単位（口数）に関する議論がある〔(1) ④⑤・(2) ②・(3) ④・(4) ⑤・(5) ③〕。1口1円である場合には金銭債権と同視できるという主張に対し、1口1円でない場合はどうか、分割すると端数が生じるときはどうかという批判がある。これに対しては、1口1円でない場合には口数単位で分割すればよい、端数部分については共有関係を認めざるを得ないとしても権利行使者がその持分を放棄すればよい（民法255条参照）、金銭債権でも端数が生じることがある、などの反論が考えられる。このうち、端数部分に関する反論については、当然分割となるとすることと、いったん共有状態を観念したうえ持分の放棄で対処することとは、理論的には一貫しないという再反論が考えられる。

第2に、受益権には議決権など分割できない権利が含まれているので金銭債権とは同視できないという議論がある〔(2) ③・(3) ①②・(4) ③・(5) ①〕。これに対しては、受益権において中心となるのは解約や配当によって得られる金銭であり、議決権等はそれほど重視すべきものではない、投資者（受益者）たる地位を包括的にとらえるのではなく具体的権利ごと



に検討すべきである、などの反論<sup>(42)</sup>がある。また、そもそも議決権も分割する方が投資者（受益者）の意見を正確に反映するために望ましいという反論も考えられる（株式に関する少数説）。ここでは、議決権の分割の当否、仮に否とする場合には、それでもなお解約して換価金を受け取る権利の当然分割を認めるべきか、仮に認める場合には、議決権との関係をどう説明するのかが検討されるべきことになる。

## （２） 解約実行請求権の行使

次に、解約実行請求権を共同相続人の一部のみで行使できるかが論じられる。

第１に、一部解約金支払請求権が発生するために一部解約実行請求権の行使が不可欠かどうか問題となる〔(3) ④・(4) ①〕。これに対し、解約実行請求権は解約金支払請求権の手段的権利にすぎないのだから、柔軟に解してよいという反論があり得る（松本・前掲注（38）③参照）。平成18年判決との関係をどう考えるかとも関係する（松本・前掲注（38）②、館＝田子・前掲注（38）⑤）。

第２に、民法544条1項による制約とそれを免れさせる特約の存否・効力が問題となる〔(1) ①③⑥・(2) ①・(3) ③・(4) ③・(5) ③〕。民法544条1項の趣旨は、法律関係の複雑化の防止及び当事者意思の推測にあり、同項は任意規定であると解されている<sup>(43)</sup>。ここでは、投資者（受益者）の権利の共同相続の場合に、同項の規律によらないという契約解釈ないし特約の認定の可否が問題となる。

第３に、投資信託の共同相続において準共有の状態になると解する場合には、一部解約実行請求をすることは管理行為か（民法264条・252条）、処分行為ないし変更行為か（同法264条・251条）が問題となる〔(2) ①・(3) ③。平林・前掲注（39）61頁〕。この議論の前提として、準共有の規律と多数当事者の債権債務の規律との関係をどう解するかという大きな問題もある（後記7（2）参照）。

---

(42) 村田・前掲注（37）②、松本・前掲注（38）①。当然分割帰属に消極的な立場をとる館＝田子・前掲注（38）31頁も、投資信託の議決権が行使される場面が頻繁に起こるとは考えにくく、この点は無視してよいと述べ、そもそも日興MRFのように平成19年法改正前に設定された投資信託では、受益者は正確には議決権を有しておらず、提案された約款変更等に対して異議を述べる権利を有するに過ぎないと指摘する。伊藤栄寿「共同相続における預金債権の取扱い」名大法政論集（2013年）155頁・179頁は、投資信託の機能は利殖目的であるので、「議決権等の本質的とはいいがたい内容をことさらに強調し、不可分債権という結論を導くことは説得力を欠く」のであり、これは預金契約で「取引経過開示請求権をことさらに強調し、預金債権が不可分債権であるという結論を導くことと同様」だという。

(43) 我妻栄『債権各論上巻』（1955年。1971年18刷を使用）186頁、谷口知平＝五十嵐清編『新版注釈民法（13）〔補訂版〕』（2006年）866頁～867頁〔椿寿夫〕。

### (3) 当事者に及ぼす影響

最後に、当然分割帰属を認めるか否かが当事者に及ぼす影響が論じられる。

第1に、当然分割帰属を認めない場合の相続人の不利益の評価が問題となる〔(2) ⑤・(3) ⑤〕。遺産分割協議が様々な事情で困難な場合であっても、なお遺産分割調停・審判という方法をとるよう求めることが妥当かということだが、これは遺産分割一般の問題としては、やむを得ないというべきであろう。投資信託に特徴的な問題としては、「遺産分割が成立するまでは換価できない」ことの結果、投資者（受益者）が投資対象の状況や経済状況を考慮して適時に換価できるという換価時期選択権が凍結されることを指摘することができる。当然分割帰属を認める場合の他の相続人の不利益については、全部が解約されるとそれを望まない相続人の利益が害されるという指摘はあるが（館＝田子・前掲注（38）の②）、一部の解約については特に論じられていない<sup>(44)</sup>。

第2に、当然分割帰属を認める場合の販売会社の不利益については、あまり論じられていない〔(4) ②が関連する〕。解約実行請求が口数単位でなされること、投資者（受益者）の販売会社に対する権利が停止条件付きのものであることから、投資信託特有の不利益はなく、預金の共同相続における銀行の不利益に関する議論に帰着するというところかもしれない。もっとも、信託財産の価値の変動に伴う受益権の価値の変動があり得るので、解約の可否・基準時が問題となるという指摘（前掲注（38）末尾参照）があり、認める場合にはその対応が求められることになるだろう。

## 6 検討

### (1) 投資信託の共同相続の基本的問題

前項で検討した論点を通覧すると、投資信託の共同相続には、2つの観点の交錯があるように思われる。第1の観点は、投資信託の顧客たる投資者（受益者）の権利の構造に着目し、これを分析するものである。投資者の権利は、投資信託の一部解約金支払請求権が他の権利と連結していることなど複雑な構造をもつ。この観点からは、この構造を伝統的な法律論に基づいて緻密に分析していくことになる。第2の観点は、投資信託の商品設計に着目するものである。投資者にとって、投資信託は、安定性と収益性のバランスを考えつつ選択し、状況に応じて換価できる資産であり、そのなかには安定性を重視し決済性預金に類似した機能をもつもの

(44) 一般的には、具体的相続分が法定相続分を超える相続人の不利益があり得る（3（3）(b1)）。なお、定期預金の期限前解約の場合、民法544条の制約のほか、解約すると金利が低下するという不利益を他の相続人が押し付けられるという問題があるが、これは投資信託とは状況が異なる。

もある。各種の投資信託はそのような商品として設計されている。この観点からは、投資信託の商品設計に応じた機能を重視し、それを実現するための検討を進めることになる。投資信託の共同相続を巡る議論の根底には、この2つの観点の交錯ないし「ずれ」がありそうだが、まずは、この2つの観点をもう少し敷衍しよう。

## (2) 投資者の権利の構造

投資者の権利は、投資信託委託業者及び販売会社と投資者との契約の内容 ((a)) と、投資信託受益権の法定の内容 ((b))、という両面から定まる。

### (a) 投資信託委託業者及び販売会社と投資者との契約の内容

投資信託委託業者 A 及びその業務を委託された販売会社 C と投資者 D との契約の内容という面では、①一部解約金支払請求権が一部解約実行請求権を行使した結果として発生すること、②権利の単位が受益権の口数によって制約されることが問題となる<sup>(45)</sup>。

①については、平成 18 年判決は、解約金支払請求権を条件付き権利と構成し、差押債権者が取立権の行使として解約実行請求の意思表示をすることを認めた。これは投資者自身がその意思表示をなし得ることを前提としているものであり、共同相続において意思表示をすること自体に民法 544 条の制限が及ぶ場合には、別の問題となる。ここで、当然分割帰属を認めるためには、解約実行請求権が解約金支払請求権の手段的権利にすぎないという点に平成 18 年判決との連続性を見出し、かつ、民法 544 条によらないという特約の存在が認められることが必要になるだろう。

②については、まず、口数の概念を整理しておかなければならない。すなわち、投資信託委託業者が受益権を均等に分割した結果である「基本単位としての口数」(投信法 6 条 2 条 1 項)と、「取引単位としての口数」とを区別する必要がある。

基本単位としての口数は、総口数(投信法 6 条 6 項 3 号参照)に対応する概念であり、元本の償還・収益の分配や議決権の算定の基準となる(同法 6 条 3 項・17 条 6 項)。基本単位としての 1 口を更に分割することは、投資信託契約の変更又は同契約に基づく再分割の実施ということになるので、各顧客が個別事情に対応するためにこれらを求めることは、集団的投資スキームとしての性質上、認められないと解すべきだろう。

取引単位としての口数<sup>(46)</sup>には、2段階のものが考えられる。まず、②受益証券(投信法 6

(45) 販売会社が投資信託受益権の買取制度を設けている場合は、投資者が買取請求をすると買取金支払請求権が発生することがある(三菱 UFJ 信託銀行編・前掲注(4) 478 頁)。この場合、契約内容によるが、民法 544 条の問題が生じないこともあるだろう。

(46) 実務的には、取引単位としての口数による取扱いがされるようである(座談会・前掲注(2) 688 号 23 頁～26 頁〔特に村岡佳紀発言〕)。

条6項2号)又は振替口座簿中の顧客口座(社振法121条・68条4項2号)に記載又は記録される口数がある。たとえば100口の受益証券を50口・25口・25口と分割しようとする場合、各種の受益証券の最小単位口数が5口であれば可能だが、それが100口又は10口であれば認められないことになる。このレベルの口数の制約は、投資信託委託業者Aと受託者Bの投資信託契約によるものと、販売会社Cと投資者Dの契約によるものがあり得る。次に、⑥A又はCの設定する販売単位としての口数がある。これは、④における口数の制約に揃えることが多いだろうが、それに付加する独自のものもあり得る(④は5口単位だが、⑥は10口単位とするなど)。④⑥の制約が、当初の販売段階だけでなく一部解約の段階にも及ぶ場合、一部解約に際して最小単位を更に分割するためには、AB間の投資信託契約の変更(④)、CD間の契約の変更(⑥)、A又はCの販売単位の変更(⑥)が必要となる。D側の要請があっても前二者は認められないだろうが、最後のものについては個別合意をすることは当然には否定されないだろう。

このように、口数については3段階(基本単位、取引単位④、取引単位⑥)の問題があり、その分割の可否・難易は段階によって異なる。

分割ができない場合、端数たる口数については、一般的には共同相続人が準共有していると考えざるを得ない<sup>(47)</sup>。それに対し、当然分割帰属を主張する側では、端数口数についての持分を放棄する(その分は、民法255条により他の共有者に帰属する)という対応をするようであり、そのほか端数口数以外の部分についてのみ分割されたものとして請求するという方法(一部請求)も考えられる。しかし、当然分割帰属を主張しつつ、端数部分について準共有状態を認めることは、理論的には一貫しないという感は否めない。これに対し、金銭債権であっても端数は生じ得る、端数処理という些末な問題で全体のあり方を決めるのは本末転倒である、という反論が考えられるが、やや次元の異なるものであろう。

#### (b) 投資信託受益権の法定の内容

投資者は、投資信託の受益者としては、受益債権及びこれを確保するための権利を有し(信託法2条7項)、後者には議決権等が含まれる。受益者は、投資信託約款の変更等のために必要とされる書面による決議において、受益権の口数に応じて議決権を有する(投信法16条・17条1項・6項)<sup>(48)</sup>。ここでは、株式の共同相続における議論が参照されるべきことになる。株式の共同相続において準共有説をとるとすると、同じく議決権を伴う投資信託受益権につい

(47) 取引単位としての口数の制約がある場合、投資信託の共同相続人は分割承継し、ただ契約上の制約により単独行使ができない状態にあると考えることもできるが、一部解約金の支払を請求できないという結果には変わりはない。この問題の背後には、投資信託に関する契約において投資者に課された制約がその相続人にも当然に及ぶかという、より一般的な問題がある(後記7(1)参照)。なお、基本単位としての口数については、上記のように考えることはむずかしい。

(48) 書面による決議に反対した受益者には受益権買取請求権が与えられる(投信法18条)。



て当然分割帰属と解することができるかどうかが問題となる。①株式と投資信託受益権とを区別できるかどうか、②投資信託受益権のうち、議決権は準共有となるとしつつ、解約金等支払請求権は当然分割帰属と解し得るかどうか、が問題となる。

①については、議決権は、株主の権利の中心的なものであるのに対し、投資信託受益者にとっては非常に特殊な場合にのみ行使されるものであって、通常はほとんど意識されることもないものであるという違いがある<sup>(49)</sup>。他方、共有者による権利行使の規定（会社法106条、投信法6条7項、信託法193条）など、株式と投資信託受益権とで同様の規律が定められている。

②については、議決権は受益債権を確保するための権利であるにすぎず、後者の性質を優先すべきであるという主張が考えられる（松本・前掲注（38）62頁以下）。投資信託における議決権の実際上の重要性は、投資信託の種類によっても異なるであろうが、法律上の位置づけは同じである。このため、議決権の実際上の重要性が低く、その存在すら意識されることもない信託において、その規律が一部解約等という日常的な場面を支配することは、投資者にとって予期しないことと感じられる可能性がある。

#### (c) 小括

以上の通り、投資信託の投資者の権利の構造という観点からは、一部解約金支払請求権の前提となる一部解約実行請求権の行使における民法544条の制約、口数に伴う分割への制約、受益権を構成する議決権の性質という問題がある。当然分割帰属説からは、これらはそれぞれ手続的、末梢的、非日常的問題であるにすぎず、投資信託の共同相続においては、より実質的に考えるべきだと主張されることになる。これを次に検討する。

### (3) 投資信託の商品設計

投資信託の権利の構造上は、共同相続において当然分割帰属としないことの方が説明しやすいが、商品としての投資信託を考えると、なお当然分割帰属の要請が考えられる。これは、第1に、投資者の換価時期選択の自由の保障、第2に、それとも関係するが普通預金類の機能の尊重による。

#### (a) 換価時期選択の自由の保障

投資信託においては、経済状況や受託者の運用方法によって信託財産の価値が変動する。投資者は、そのリスクを引き受けつつ投資信託を購入するのだが、その際、状況に応じて自らが

(49) 受益者の書面決議制度の見直しについての金融審WG最終報告の提言（2(2)①）を受け、2013年投信法改正で、投資信託の併合について書面決議を要する範囲が限定され、約款変更についても書面決議が要求される範囲が明確化された（投信法17条1項、同法施行規則29条。大崎・前掲注（4）37頁）。このように、受益者の議決権が行使され得る場面は、限定される方向にある。

適切と判断する時期に換価する自由が保障されていると考えるのが通常であろう。もちろん、請求の時から現実に入金のある時まで一定の日数を要することや、換価することが認められない時期があることなどについて契約上の制限はあり得るが、そのような特段の規定のない限り、換価時期選択の自由を保障することは商品としての投資信託の重要な要素であるはずである。投資者が死亡した場合、相続人が遺産分割まで自らの相続分についても一部解約請求又は買取請求ができないとすると、この自由が凍結されることになる（相続人の1人と連絡がとれない場合など）。特に、投資信託の価格が下落している局面では、相続人は早期に解約したいと考えることが多いだろう<sup>(50)</sup>。この自由の保障は、リスクの高い投資信託において特に重要であるが、リスクの低い投資信託においても意味をもつことがある<sup>(51)</sup>。遺産分割がなされるまでこの自由を凍結することは、商品としての投資信託の価値を大きく損なうことになり、購入した投資者の期待に反する結果となるとも考えられる。

#### (b) 普通預金類似の機能の尊重

投資信託の中には、MRFのように、1口を1円とし、決済機能を備えた口座において入出金がされ、ATMの利用も可能であるものがある。公社債などを投資対象とする安全性の高い運用がされ、資金の流動性の確保も図られていて、普通預金類似の機能をもつ商品としての設計がされている。販売会社が銀行ではなく証券会社である場合、このような機能をもつ商品を用意することは、証券決済用資金の運用のためとりわけ大きな意味をもつ<sup>(52)</sup>。このような投資信託について、投資者が普通預金類似のものとして理解するのは自然なことであり、投資信託実務の専門家からも、それはきわめて金銭債権性が強いという認識が表明されている<sup>(53)</sup>。

## (4) 考察

このように、投資信託の共同相続においては、可分債権の共同相続における一般的問題（3

---

(50) 座談会・前掲注(2) 688号 27頁〔奥国範発言〕。

(51) 実際、2001年のエンロン社破綻に伴い、MMFの大量解約（1か月で約5兆円）が生じたとのことである（三菱UFJ信託銀行編・前掲注(4) 463頁）。もっとも、2013年の金商法改正により、MRF等の元本割れの場合の損失補填が許容されたので、これは緩和されることになる（金商法42条の2第6号）。古澤＝藤本・前掲注(4) 21頁、大崎・前掲注(4) 38頁。

(52) 金融審WG最終報告は、MRFについて「証券会社に入金された証券決済用資金を運用することを目的とした公社債投資信託。信用度の高い債権を投資対象とする等、投資信託協会の規則により安定運用のための投資制限が定められている」と説明する（2(2)⑥注）。たとえば、日興MRFでは、決済機能を備えた証券総合口座に入金すると自動的にMRFが購入され、出金すると自動的にMRFが解約され、購入・解約に手数料を要せず、1円単位で、カードによっても入出金できる（<http://www.smbcnikko.co.jp/inv/mrf/index.html> [2014年10月18日閲覧]）。元本割れの場合の損失補填につき、前掲注(51)参照。

(53) 座談会・前掲注(2) 688号 23頁〔村岡佳紀発言〕。なお、4(1)～(5)の裁判例の被告である販売会社がいずれも証券会社であることは、MRF等が証券会社において預金類似の機能をもつものとして利用されていることを伺わせる。

(3)に加えて、①「投資者の権利の構造」と②「投資信託の商品設計」をどう評価するかが問題となる。①では、①a一部解約金支払請求権が一部解約実行請求権の行使を前提とし、民法544条の規律が及ぶこと、①b権利の単位が受益権の口数によって制約されること、①c投資者(受益者)の権利に議決権も含まれていることが問題となる。②では、②a状況の変化に対応するための換価時期選択の自由の保障、②b普通預金類似の機能の尊重が問題となる。

投資信託にも様々な種類があるので、投資信託一般については、権利の構造を尊重し、当然分割帰属とはせず、遺産分割の対象とするべきであろう。それは、遺産分割の基準(民法906条)に示された考え方に沿うことにもなる。問題は、ある投資信託の商品設計において換価時期選択の自由の保障や普通預金類似の機能が重視されている場合、それを考慮すべきではないのかである<sup>(54)</sup>。そのような商品設計をしつつ、設計思想に反する帰結しかとりえないのは、妥当ではないように思われる。また、預金類似の機能をもつ投資信託においては、投資信託委託業者・販売会社の負担は、預金債権が当然分割帰属とされる銀行等の金融機関の負担と大きく異なるものでもなさそうである<sup>(55)</sup>。少なくとも、上記の機能が重視されている投資信託については、当然分割帰属が認められるべきものがあり得るのではないか。権利の構造を尊重しつつ、この結論に至ることはそれほど容易ではないが、さしあたって、①aについて、民法544条の適用を受けないとする特約の認定ないし契約の解釈ができ、①bについて、口数(取引単位①b)の細分化について販売会社の同意が得られるか、又は、投資者の一部の共同相続人による端数の放棄を販売会社が否定することが信義則上認められないときは、①cについて、一部の共同相続人の当然分割帰属の主張を販売会社が拒むことが信義則上認められない場合があり得る、と考えたい。

## 7 残された問題——可分な給付を目的とする債権の共同相続に関する一般的な問題

最後に、投資信託の共同相続をめぐる議論の背後にある、より一般的な問題を指摘して、本稿を閉じることにしたい。

---

(54) 一部解約金の支払請求権が当該投資信託で中核的なものである場合に、当然分割帰属とし得る可能性を認めるものとして、村田・前掲注(37)28頁、高部真規子「判批」金判1369号(2011年)8頁・14頁、分割可能な商品として組み立てられていることに着目するものとして、松本・前掲注(38)71頁。

(55) この場合も、当初の契約で定められた解約に関する条件に服すべきことに加え、販売会社は投資者の相続関係の確認のために必要な時間は一部解約・買戻しの手続を取らなくても不履行とはならないと考えべきであろう。

### (1) 商品設計の自由と相続法理との関係

投資信託という比較的新しい商品を取り扱う者は、その内容をどこまで自由に設計することができるのか。もちろん、法令や投資信託協会の規則等による規制はあるが、それとは別の観点の規律、特に相続法理との関係をどう考えるかという問題がある。たとえば、「投資者が死亡した場合、遺産分割前は一部の共同相続人のみでは一部解約実行請求はできない」と契約で規定すれば、相続法理にかかわらず、当然に有効になるのかである。同様のことは、銀行預金のように成熟した契約においても、特約の有効性という形で問題となる。平成22年判決は、定額郵便貯金の相続について、郵便貯金法の解釈によって結論を導き、契約による払戻しの制限の可否については判断を留保したものと解される。契約者が死亡した場合の相続人との法律関係を契約ないし特約でどこまで自由に定めることができるかは、商品設計の自由と共同相続のあり方との関係を考慮しつつ、なお検討されるべき課題である<sup>(56)</sup>。

### (2) 準共有と多数当事者の債権債務

債権については準共有に関する規定（民法264条）と多数当事者の債権に関する規定（民法427条～431条）の関係が問題となる。①民法264条は、債権の共有的帰属・合有的帰属・総有的帰属のうち共有的帰属に関する規定であると位置づけるのか、そのような3分類を前提としない規定と見るのか、②民法264条と427条以下の関係は、a債権が1個か複数かの違いなのか、b複数の債権者相互間の関係の規律か、債権者・債務者間の関係の規律か、の違いなのか、c民法427条以下は、264条但書の「法令に特段の定めがあるとき」にあたるのか、③多数当事者の債権について明文のある類型以外の類型を契約で創出することは可能か、などが問題となる<sup>(57)</sup>。

### (3) 「可分債権」の概念

最後に、「可分債権」の概念の整理が必要である。可分債権という言葉は、可分な給付を目的とする債権という一般的な意味のほか、多数当事者の債権の一種である不可分債権に対置される概念（民法431条）としても用いられる。また、共同相続によって当然に分割される債権という、効果を先取りするような用法もある。他方、不可分債権という言葉は、民法428条の意味（各債権者は単独ですべての債権者のために履行の請求・弁済の受領ができる）のほか、「債権者全員が共同してでないとは行使できない債権」あるいは「分割承継されない債権」

(56) 中田・前掲注(11)269頁参照。相続時に共同相続人の共同行使を義務づける特約の可否については、最近では、村田・前掲注(37)26頁、松本・前掲注(38)71頁は肯定的見解を、高部・前掲注(54)14頁注14は慎重な態度を示す。

(57) 中田・前掲注(11)265頁以下参照。



という意味で用いられることもあり、混乱が見られる（投資信託の共同相続に関する裁判例などでも「不可分債権」を民法428条とは異なる意味で用いるものが散見される<sup>(58)</sup>）。

次のように整理することが考えられる。まず、不可分債権という言葉は、民法428条の意味で用いる。債権者全員が共同してでないと行使できない債権は、不可分債権とは呼ばない（たとえば、共同債権<sup>(59)</sup>と呼んではどうか）。次に、給付がその性質上可分か不可分かで分ける。①給付がその性質上可分である債権には、債権者が1人であるものと、複数であるもの（意思表示による不可分債権、連帯債権、可分給付を目的とする共同債権）がある。①には、相続と同時に当然に分割債権となる「分割型」と、そうでない「非分割型」がある。②給付がその性質上不可分な債権にも、債権者が1人であるものと、複数であるもの（性質上の不可分債権、不可分給付を目的とする共同債権）がある。②は、相続があっても分割債権となることはない。なお、債務についても、以上と類似の整理をすることが可能である<sup>(60)</sup>。

---

(58) 福岡高判平成22年2月17日前掲、大阪地判平成23年8月26日前掲参照（松本・前掲注（38）65頁は批判する）。なお、前掲注（17）の文献も参照。

(59) この言葉は、古くは中島玉吉『債権総論』（1928年）216頁で用いられたが、最近では、PECL10.201(3)；DCFRⅢ.4:202(3)；UNIDROIT2010.11.2.1(c)の訳語として用いられることがある（オーレ・ランドーほか編（潮見佳男ほか監訳）『ヨーロッパ契約法原則Ⅲ』（2008年）21頁以下・41頁、クリスティアン・フォン・パールほか編（窪田充見ほか監訳）『ヨーロッパ私法の原則・定義・モデル準則 共通参照草案（DCFR）』（2013年）143頁など）。なお、民法（債権法）改正検討委員会編『詳解 債権法改正の基本方針Ⅲ』（2009年）391頁は、communalを「合同」、jointを「共同」と訳し分けるが、用語（PECLのみcommunal）と定義との対応があるわけでもないので、ここでは「共同」としておく。たとえば、連名預金で名義人全員そろってでないと払戻請求ができないという内容の預金債権、寮の管理人として雇った夫婦に居室を貸与した場合の夫婦の居室賃借権である。共同債権・共同債務については、中田裕康『債権総論〔第3版〕』（2013年）473頁参照。

(60) ただし、可分給付を目的とする共同債務は、債権者にとって極めて不利益なものであり（債務者全員に対してでなければ、全部の履行も一部の履行も請求できない）、現実に使われることはないだろう。なお、法制審議会民法（債権関係）部会「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」（2013年）は、債権・債務の内容が性質上可分であるか性質上不可分であるかで区別し、前者は分割債権・債務又は連帯債権・債務であり、後者は不可分債権・債務であると整理した（第16の1及び6）。この区別は、同部会「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」（2014年）でも維持された（第17の1、5、6及び8参照）。共同債権・債務は、その内容が性質上可分なもの（前注の連名預金債権）と不可分なもの（前注の居室賃借権、演奏債務）があるので、この区別を跨いで現われることになる。

## 8 補論——最判平成 26 年 2 月 25 日民集 68 卷 2 号 173 頁<sup>(61)</sup>

### (1) 判決の内容

冒頭でも述べた通り、本稿のテーマについて、最判平成 26 年 2 月 25 日が判断を示した。共同相続人 4 人の間で、株式、委託者指図型投資信託（MRF など）、外国投資信託、個人向け国債（以下「国債等」という）について、持分各 4 分の 1 の割合で共有することを内容とする遺産分割審判が確定した後、相続人の 3 人が他の 1 人に対し、共有物分割を求めた事件である。被告は、国債等は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されるので、共同相続人の準共有となることはないとして、遺産分割の趣旨を争い、原審はその主張を認めたが、最高裁は破棄差戻しとした。委託者指図型投資信託については、次のようにいう。「本件投信受益権〔中略〕は、委託者指図型投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律 2 条 1 項）に係る信託契約に基づく受益権であるところ、この投資信託受益権は、口数を単位とするものであって、その内容として、法令上、償還金請求権及び収益分配請求権（同法 6 条 3 項）という金銭支払請求権のほか、信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写の請求権（同法 15 条 2 項）等の委託者に対する監督的機能を有する権利が規定されており、可分給付を目的とする権利でないものが含まれている。このような上記投資信託受益権に含まれる権利の内容及び性質に照らせば、共同相続された上記投資信託受益権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはない」。

### (2) 本判決の特徴

本判決は、投資信託の共同相続において、投資者の権利の構造（6（2））を重視し、当然分割帰属とはならず、遺産分割の対象となると判断したものであるが、その理由づけについて、次の諸点が注目される。

まず、当然分割帰属となるかどうかの判断にあたり、株式・委託者指図型投資信託・個人向け国債を通じて、「権利の内容及び性質」あるいは「個人向け国債の内容及び性質」に照らして判断するという、共通の基準が示されている。問題は、①「権利の内容及び性質」の具体的な判断要素は何か、そして、②そもそも「権利の内容及び性質」は何によって決まるのか、である。

①については、本判決は、財産の種類によって、微妙に視点を変えている。まず、株式につ

(61) 判時 2222 号 53 頁、判タ 1401 号 153 頁。評釈等として、香月裕爾・NBL1022 号 4 頁、奈良輝久・銀法 771 号 4 頁、吉谷晋①・金法 1992 号 1 頁、谷健太郎・金法 1993 号 4 頁、堂園昇平・銀法 773 号 10 頁、藤原彰吾・金法 1995 号 4 頁、吉谷晋②・金法 2000 号 186 頁、山下純司・法教 408 号 62 頁、潮見佳男・金法 2001 号 7 頁（以上、2014 年）がある。

いては、「株主たる資格において会社に対して有する法律上の地位を意味」すること、株主が議決権などの「共益権」を有することを挙げる。委託者指図型投資信託の受益権については、法定の投資信託に係る信託契約に基づく受益権であること、口数を単位とすること、その内容として、法令上、上記のような「監督的機能を有する権利」が規定され、「可分給付を目的とする権利でないもの」が含まれていることを挙げる。個人向け国債については、それが省令に規定されたものであって、法令上、一定額をもって権利の単位が定められ、1単位未満での権利行使が予定されていないことを挙げる。

これらを整理すると、①当該金銭債権・その発生原因である法律上の地位・同じ発生原因から生じる他の分割されにくい権利（以下「他の権利」という）の3者の関係、及び、②当該金銭債権自体の単位の制限が、当該金銭債権の当然分割帰属を妨げるものとされていると考えられる。このうち、②は、定額郵便貯金債権に関する最判平成22年10月8日前掲にもつながる視点であり、個人向け国債に関する判断では重要な意味をもつ。他方、投資信託のうち少なくともMRFについては、②の説得力は大きくなく、①が重視される。この①については、判例が、一方で、預金債権の当然分割帰属を認めつつ、他方で、被相続人の預金口座の取引履歴開示請求について判断するにあたり、預金契約上の地位が共同相続人に帰属し、準共有されているという（民法264条を引用すること（最判平成21年1月22日民集63巻1号228頁）との整合性が問題となる<sup>(62)</sup>。区別の基準として、他の権利が、「中核的」なものか（若松・前掲注（39）49頁）、「付随的・非本質的」なものか（潮見・前掲注（61）10頁）などが示されているが、それらは、他の権利とその発生原因との関係において評価されるべきものであり、そのうえでその発生原因を介して、当該金銭債権との関係も評価されるべきである。併せて、当該金銭債権とその発生原因との分離可能性の程度も考慮されるべきである。たとえば、預金においては、預金債権と預金契約上の地位との分離を認めやすい（預金債権の差押え・転付の場合など）が<sup>(63)</sup>、株式においては自益権と共益金との分離はより困難であろう。そうすると、ここでは、当該金銭債権・その発生原因である法律上の地位・同じ発生原因から生じる他の権利の3者の結合の強さないし分離可能性が評価基準となるのではないか。本判決が、投資信託について、金銭債権を確保するために重要である監督的機能を有する権利のみをあげている（株式とは異なりその機能の小さい議決権をあげていない）ことも、これを示唆する。法律上の地位とそこから生じる債権の分離可能性は、将来債権譲渡の効力との関係でも問題となるものであり（中田・前掲注（59）559頁参照）、更に広い観点から検討されるべき課題である。

---

(62) 吉谷・前掲注（61）②189頁、山下・前掲注（61）68頁参照。

(63) 反対、川地・前掲注（16）（預金債権と預金契約の分離を否定する）。吉谷・前掲注（61）②188頁も参照。

次に、「権利の内容及び性質」は何によって決まるのか(②)。本判決においては、上記①②とも、法令によるものであることが注意深く判示されている。また、外国投資信託については、その内容は明らかではないが、外国の法令に基づいて設定された信託であり、投信法に基づき設定される投資信託に類するものであることが強調されている。このように、本判決は、「権利の内容及び性質」が法令により規律されていることを重視しており、したがって、単に契約によって同様の「内容及び性質」の権利を創設した場合については、なお留保されていると考えられる。

第3に、本件は、共同相続人間の紛争であって、一部の相続人と販売会社との間の紛争ではない(したがって、民法544条は直接の争点となっていない)。しかし、「権利の内容及び性質」を判断基準とするその論理は、一部の相続人からの支払請求の場面にも及ぶことになるだろう。本判決のもとでは、投資信託の商品設計(6(3))が考慮される余地は非常に小さくなったというほかない。それは、信義則、権利濫用等の一般的な規律によるほかは、設計者等の説明義務の問題となる可能性があるにとどまることになるだろう。